

滝沢浄水場更新整備等事業に係る既存施設調査実施要綱

(平成 25 年 6 月 14 日決裁)

第 1 節 実施要綱等の定義

(定義)

第 1 条 「滝沢浄水場更新整備等事業に係る既存施設調査」(以下、「調査」という。)は滝沢浄水場更新整備等事業(以下、「本事業」という。)に応募表明しようとする者(以下、「応募予定者」という。)が提案書作成の際に必要なデータ収集のための作業をいう。

2 本要綱は、応募予定者が調査を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

3 調査は、会津若松市水道部(以下、「水道部」という。)が本事業を円滑かつ良好な事業遂行及び高品質な浄水場の設計、工事が実施できるよう応募予定者に調査の機会を与えるものである。なお応募予定者が調査を不参加したことにより今後の本事業の事業者選定に不利益を生じることはない。

第 2 節 調査の概要

(調査実施可能施設)

第 2 条 調査の実施場所は、滝沢浄水場内にある普通沈澱池、緩速 3 号配水池、急速 3 号配水池、排泥池、濃縮槽、天日乾燥床とする。

(調査の目的)

第 3 条 調査は、応募予定者が本事業における既存施設の流用にあたって施設の強度、状態等を確認し、提案書作成の際のデータ等を得るために応募予定者自らの費用で調査を行うものである。

(調査期間及び時間)

第 4 条 調査期間は、平成 25 年 7 月 8 日(月)から平成 25 年 7 月 12 日(金)までとし、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、この期間には調査に関する準備、後片付けを含む。

(調査の範囲)

第 5 条 応募予定者が実施する調査の範囲は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 調査準備
- (2) 本調査
- (3) 撤去、後片付け
- (4) データ整理

(調査条件)

第6条 調査実施にあたっての条件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 水道水の供給に支障のないこと。
- (2) 浄水場運転等に支障のないこと。
- (3) 調査に係る費用については応募予定者が負担すること。
- (4) 調査方法についてはデータ収集に必要な最低限かつ施設に支障ない方法とし、応募予定者の自由とする。ただし構造物に対する破壊検査は行わないこと。
- (5) 得られたデータについては提案書作成に活用すること。

(調査実施にあたっての留意事項)

第7条 調査実施にあたっての留意事項は、次に掲げる各項及び各号のとおりとする。

(1) 連絡調整体制

- 1) 調査期間中の水道部の連絡窓口は、以下のとおりとする。

会津若松市一箕町大字八幡字柏木 15-13

滝沢浄水場内 会津若松市水道部施設課浄水場グループ TEL0242-22-0963

- 2) 応募予定者は、調査の着手前に「調査実施体制届出書（以下、「別紙2」という。）」を連絡窓口へ提出すること。また、これらについて変更があった場合も、遅滞なく別紙2により変更内容を届出るものとする。
- 3) 現場責任者は、水道部の担当者と連絡を密にし、非常時等においても随時連絡を取れる体制を用意しておくものとする。

(2) 作業上の注意事項

- 1) 調査の実施にあたっては、関係する法令、基準、規程、規格等を遵守し、これらに基づいて適正に行なうものとする。
- 2) 調査箇所が水道施設の敷地内であることを十分に理解し、水道法等の趣旨に則って衛生管理に十分注意して作業を行なうものとする。
- 3) 事故防止のため、現場を常に整理整頓、安全確保に努めるものとする。
- 4) あらかじめ定めのない問題が生じた場合は、水道部及び応募予定者の間での協議をもってこれを解決するものとする。
- 5) 浄水場内に立ち入る時は、身分を証明するもの（任意で作成）を常に携帯しなければならない。
- 6) 調査開始前及び終了時に連絡窓口はその旨を伝えること。

(3) 非常時対応

- 1) 非常時における調査の中止等の安全確保のための方法については、これをあらかじめ明確にしておくこと。
- 2) 調査機器が故障等により周辺に影響を与える可能性が生じたときは、調査を中止し、応急の対応をした上で、可及的速やかに水道部に報告し、水道部の指示の下で、被害拡大の防止に努めること。

(費用負担)

第8条 調査に要する費用については、調査参加申込から調査終了まで、すべて応募予定者自らが負担すること。なお詳細については、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 調査機器

調査機器は応募予定者自らが負担で準備すること。

(2) 設置及び撤去

調査機器の設置及び撤去は、応募予定者の費用負担により行う。

(3) 敷地等

調査の実施箇所以外の敷地等の使用については、浄水場運転等に支障のない範囲を無償で使用できる。

(4) 調査に要する電力及び用水

調査に必要な電力及び用水は、応募予定者自らが負担で準備すること。

(5) その他機材、諸雑品等

調査に必要な機材、諸雑品等は、応募予定者自らが負担で準備すること。

(6) 浄水場施設の利用

調査実施期間中は、浄水場内のトイレを無償で利用できる。その他の施設については原則認めない。

(7) 調査時に発生する廃材等の処理

調査を経て発生した廃材等は、応募予定者の責任と費用負担により搬出し、適切に処理及び処分する。

第3節 調査参加申込等及び応募予定者に関する条件

(調査参加申込等)

第9条 調査参加申込方法等については滝沢浄水場更新整備等事業 実施要綱（以下、「実施要綱」という）及び次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 申込期限

平成25年6月24日（月）午後5時 必着

(2) 調査参加申込方法

下記(3)提出書類 ア、イを記入の上、直接持参、郵送又は本書第19条(2)交付場所に示すアドレスに宛てた電子メールにて提出すること。

(3) 提出書類

- 1) 調査参加申込書（実施要綱 様式2-2）
- 2) 応募予定者に関する条件等の誓約書（本要綱 別紙1）

(4) 事前打合せ日時

調査参加資格が確認されたものに対し、調査着手前に事前打合せを次のとおり実施する。

1) 開催日時

平成25年6月28日（金） 午後1時30分～午後3時

2) 開催場所

会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2 会津若松市水道部 2 階大会議室

(応募予定者に関する条件等)

第 10 条 応募予定者は、次の各号すべてを満たす法人とする。

- (1) 会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 調査を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり次のいずれにも該当しないこと。
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者
 - 2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者
 - 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条に規定する者をいう。）の統制の下にある法人その他の団体に該当する者

(調査参加資格)

第 11 条 応募予定者は、第 9 条に示す方法で申し込みを行いかつ第 10 条を満たす法人であることをもって調査に参加する資格を得ることができる。

(応募予定者に関する条件等の誓約)

第 12 条 応募予定者は、別紙 1 をもって第 10 条に示す法人であることを誓約しなければならない。

(調査参加資格の確認及び確認結果の通知)

- 第 13 条 調査参加資格の確認は、調査参加申込期限日において、調査参加資格をすべて満たしていることを、別紙 1 の提出にて事務局において確認する。
- 2 調査参加資格の確認結果の通知は、調査参加申込書（様式 2-2）に記載のある連絡先の担当者宛に電話による口頭にて平成 25 年 6 月 26 日（水）までに確認結果を通知する。

(応募予定者等の禁止行為)

第 14 条 応募予定者は、自己の有利になることを目的として、水道部職員、滝沢浄水場整備事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員、その他本市関係者に働きかけを行ってはならない。

(調査参加資格の取り消し)

第 15 条 調査参加資格確認後、調査着手の公表までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、調査参加資格を取り消す。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされ、又は民事再生法に基づいて再生手続開始の申し立てがなされた者
- (2) 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当することとなった者
- (4) 本市物品等指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けた者
- (5) 応募予定者等の禁止行為に該当する行為を行った者

(本要綱の承諾)

第 16 条 応募予定者は、調査参加申込書の提出をもって、本要綱の記載内容を承諾したものとみなす。

(提出書類の取扱い)

第 17 条 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(本要綱の交付)

第 18 条 本要綱の交付は、本事業の実施要綱の交付とあわせ、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 交付日時

平成 25 年 6 月 20 日 (木) ~24 日 (月) 午前 9 時~正午及び午後 1 時~午後 4 時
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

(2) 交付場所

会津若松市神指町黒川字石上 33 番地の 2 会津若松市水道部総務課総務グループ
suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(事務局)

第 19 条 応募予定者の調査参加申込及び調査参加資格の確認に係る事務局は、会津若松市水道部総務課総務グループとする。

第 4 節 調査実施に関する事項

(使用用地等の現状復旧)

第 20 条 応募予定者は、調査の終了後、速やかに使用用地、設備等を現状に復するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 水道部と応募予定者は、調査の実施において相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、水道部と応募予定者双方の責に帰すことができない事由による場合は、水道部と応募予定者が協議して定める。

(当事者の責めに帰すことのできない事由により調査の継続が困難となった場合)

第 22 条 不可抗力その他水道部と応募予定者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により調査が困難となった場合、水道部と応募予定者双方は、調査継続の可否について協議して決定する。

(その他)

第 23 条 本要綱に定めるもののほか、調査にあたって必要な事項が生じた場合には、応募予定者に通知する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。